

令和4年度農福連携新規事業の概要

島根県障がい者就労事業振興センター

目的

農業は障がい者に生活リズムの安定やコミュニケーション力の向上など良い影響を与えることやコロナ禍の影響を受けにくく工賃向上が見込めること等から自立支援につながると考えられる。また、農業側からは労働力確保対策などに期待されているものの、障がい者福祉事業所の農作業請負の取組は限定的である。このため、事業所が施設外就労による農作業を請け負いやすい環境を整えることで農作業の請負力を強化し、農福連携を推進する。

1. 農作業請負力強化事業

(1) 対象事業所

- ・農作業の施設外就労に取り組む就労継続支援A型、B型事業所
- ・農作業の施設外就労を新たに取り組む事業所
年間180人日（利用者数×日数）以上の請負実績があること
- ・農作業の施設外就労をすでに取り組んでいる事業所
年間180人日以上かつ前年実績の1.2倍以上の請負実績があること
- ・事業内容「2. 農福連携サポーター派遣事業」は年間人日に制限は設けない

(2) 請負作業の範囲

農業・林業・水産業の作業（調整・出荷・加工を含む）

(3) 事業内容

① 就労の環境づくり支援助成金

農作業請負に必要な物品等で、暑さ対策や利用者の障がい特性等に合わせて準備する農具等の購入を助成

上限 1事業所あたり10万円（10/10）

物品等の例：ハサミ、踏み台、ファン付きベスト、防寒着等（消耗品は不可）

② 農作業請負奨励金

農作業の施設外就労実績に応じて奨励金（利用者1人あたり1,000円/日）を支給
奨励金の使途は問わない

上限 ・新たに取り組む事業所 年間200人日

・すでに取り組んでいる事業所 年間480人日

ただし、すでに取り組んでいる人日にかかる支給は250人日まで

すでに取り組んでいる場合の計算例

○前年300人日 当年実績350人日の場合

前年実績の1.2倍（ $300 \times 1.2 = 360$ ）に満たないので支給はなし

○前年300人日 実績400人日の場合

前年の250人日までカウントし、増加した100人日と合わせ350人日（35万円）

○前年100人日 実績400人日の場合

前年は250人日を超えていないので100人日のカウントし、増加した300人日と合わせ400人日（40万円）

○前年300人日 実績600人日の場合

前年の250人日までカウントし、増加した300人日と合わせ550人日となるが上限が480人日なので480人日（48万円）

2. 農福連携サポーター派遣事業

新たに農作業を請け負うまたは新たな作物、作業を請け負う事業所に農作業を指導する農業専門家を派遣

専門家は当センターで登録 専門家には当センターより謝金を支払う

2時間以上～8時間以内/回

3. 事業期間

令和4年度、5年度の2カ年 ただし、「2. 農福連携サポーター派遣事業」は除く

4. 助成金・奨励金・派遣の範囲

県から交付を受けた予算の範囲内